滋賀県木造住宅耐震改修補助対象となる耐震改修工法を拡大しました!

木造住宅の耐震改修工法にあっては、従来から採用されている在来工法だけでなく新たな工法が提案され、その多くが実用化されていることを踏まえ、平成30年4月より、滋賀県における木造住宅耐震改修補助の対象となる耐震改修工法を次のとおり改正しました。

従前

① 一般財団法人日本建築 防災協会による「木造住宅 の耐震診断と補強方法」に 定める工法



- ① 一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める工法
- ② 国土交通大臣が認定した工法

URL http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku_house_tk_000042.html

- ③ 一般財団法人日本建築防災協会の住宅等防災技術評価制度にて評価を受けた工法 URL http://www.kenchiku-bosai.or.jp/evaluation/jisseki.html
- ④ 一般財団法人日本建築センターの建設技術審査証明事業にて審査証明を受けた工法 URL http://www.bcj.or.jp/c12_rating/bizunit/exam/exam.php?type=2
- ⑤ 愛知建築地震災害軽減システム研究協議会の木造住宅耐震改修工法評価制度にて評価を受けた工法 URL http://www.aichi-gensai.jp/

対象となる住宅の要件

対象となる住宅は、次のすべての要件を満たすものです。 (従前と変更なし)

- ア 県内にあり、昭和56年5月31日以前に着工され、完成しているもの
- イ 延べ面積の過半の部分が住宅の用に供されているもの
- ウ 階数が2階以下かつ延べ面積300㎡以下のもの
- エ 木造軸組工法のもので、枠組壁工法、丸太組工法、大臣 等の特別な認定を得た工法による住宅ではないもの
- オ 耐震診断の結果、上部構造評点等が「0.7未満」のもの

留意点

今後1/20を超える増改築の予定がある場合、適用できる工法は原則として上記①または②に限定され、評点等も1.0以上が必要です。(市町と要協議)

耐震診断員の皆様へ

この制度改正により、補助金を受けることができる耐震改修工事に、 構造性能(強度)や施工性、仕上性、居住性の観点で、従来より安価 な工法や現場の実態に即した工法を適用することができます。

特に補強案作成段階において拡大後の工法の適用により、従来で は改修設計時より高めに算出される傾向にある補強案の概算費用 をより実勢に近付けることができ、住宅所有者の皆様がより耐震化 に前向きに検討していただけるのではと考えております。

併せて、耐震補強案作成事業業務マニュアルを全面的に改正しました。詳しくは一般財団法人滋賀県建築住宅センターHPをご覧ください。

なお、評点等は、従来どおり一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」により算出してください。

つきましては、当該工法の積極的な適用を念頭に報告書を作成していただきますようお願いします。その場合、適用した壁基準耐力や壁基準剛性、コスト等がわかる資料を添付してください。